

あびこ市民活動ステーション  
指定管理者募集要領

令和元年6月  
我孫子市  
市民活動支援課

目 次

1	指定管理者の応募に当たって	2
2	施設の概要	2
3	施設の見学	2
4	管理の基準、業務の範囲及びその内容、法令遵守並びに利用料金に関する事項	3
5	申請者の資格	3
6	複数の団体による共同事業体としての申請	4
7	募集要領・仕様書の配布	4
8	応募申請の期間	5
9	応募申請に必要な書類	6
10	選定の基準（選定の方法）	7
11	指定する期間	9
12	指定管理者の指定及び協定の締結	9
13	指定管理料	10
14	日程表	11
15	問い合わせ先	11

- （別紙 1）我孫子市指定管理者指定申請書
- （別紙 1 - 2）共同事業体協定書兼委任状
- （別紙 2）事業計画書
- （別紙 3）収支計画書
- （別紙 4）役員等名簿
- （別紙 5）評価表
- （別紙 6）平成 29 年度の収支実績
- （別紙 7）平成 30 年度の収支実績（見込み）
- （別紙 8）我孫子市市民公益活動支援指針

## 1 指定管理者の応募に当たって

あびこ市民活動ステーションは、市民活動支援の拠点施設として、平成18年に開館以来、市が直接運営してきました。しかし、より市民活動支援を充実させるために民間事業者やPO法人などのノウハウを取り入れ、効率的で効果的な運営ができるよう、平成26年から指定管理者制度を導入しました。

市は、平成27年7月に市民公益活動支援指針の改定を行い、市民公益活動を支援する重要な拠点としてこの施設を位置づけています。

この施設の運営を通して、市民自らがまちづくりを進められるための支援が展開されることを期待するところです。

応募する事業者にあっては、この導入の趣旨及び市民公益活動支援指針（別紙8）をご理解の上、応募してください。

※ 令和2年度に再度改定を予定しています。

## 2 施設の概要（詳細はあびこ市民活動ステーション指定管理者仕様書参照）

### (1) 名称及び所在地

名 称 あびこ市民活動ステーション

所在地 我孫子市本町3丁目1番2号（けやきプラザ10階）

### (2) 施設の内容

① 貸 出 施 設・・・大会議室、小会議室

② 一般開放施設・・・コミュニティオフィス、フリースペース

③ そ の 他・・・事務室、作業スペース、給湯室、ロッカー室

注1 エレベーター、エレベーターホール、トイレ、リフレッシュコーナー、廊下及び非常階段部分は、けやきプラザ全体の共用スペースのため指定管理者の管理管轄外となりますが、簡易な管理の協力をお願いすることがあります。

## 3 施設の見学

見学日…令和元年6月12日（水）午後5時から6時まで

貸出施設、一般開放施設及び事務室、作業スペースを見学することが

できます。見学の際は、事務室カウンターにて受付をしてください。

なお、現地での説明はありません。また、現地での質問はお受けしません。質疑がある場合は、5頁「7. ②質疑の方法」をご参照ください。

#### 4 管理の基準、業務の範囲及びその内容、法令遵守並びに利用料金に関する事項

あびこ市民活動ステーション指定管理者仕様書のとおりです。

#### 5 申請者の資格

あびこ市民活動ステーションの指定管理者に応募できる者は、令和元年5月31日において、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 団体であること。また、複数の団体による共同事業体も可。法人格の有無は問いませんが、個人では申請することはできません。
- (2) 設立から2年以上経過した団体であること。
- (3) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者
  - ② 本市から指名停止措置を受けている者
  - ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
  - ④ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている者
  - ⑤ 租税公課を滞納している者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は指定暴力団等及びその構成員である者
- (4) 我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条（指定管理者の制限）に該当しないこと。
- (5) 市民活動団体への支援実績があること又は支援ノウハウを有していること。

## 6 複数の団体による共同事業体としての申請

(1) 共同事業体による申請は、次に留意すること。

- ① 複数の団体がグループを構成して申請をする場合は、代表となる団体を定め申請書と併せて共同事業体協定書兼委任状を提出すること。
- ② 代表となる団体は、共同事業体の代表としてあびこ市民活動ステーションの主要な業務を担うものであること。
- ③ 共同事業体として申請する場合の提出書類については、全ての構成する団体に係るものとして提出すること。
- ④ 単独で申請した団体は、当該指定管理者の募集に対しては、共同事業体として申請することはできない。また、当該指定管理者の募集に対し、複数の共同事業体の構成団体となることができない。
- ⑤ 共同事業体の構成団体又はその代表者等のうち、申請者の資格を満たさない者がある場合は指定を受けることができない。

## 7 募集要領・仕様書の配布

(1) 配布日時

ダウンロード：令和元年6月1日（土）から6月30日（日）

担当窓口配布：令和元年6月3日（月）から6月28日（金）

※ 平日 午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 市民生活部 市民活動支援課 市民活動支援担当

※ 我孫子市のホームページからもダウンロードできます。

市のHPアドレス <https://www.city.abiko.chiba.jp/>

## 8 応募申請の期間

(1) 令和元年7月3日（水）から7月5日（金）午後5時まで（必着）

(2) 申請書類の提出先

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 市民生活部 市民活動支援課 市民活動支援担当

(3) 提出方法

提出方法は、郵送による書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は宅配便のいずれかの方法とします。

(4) 申請に際しての注意事項

① 5年間の指定管理料の合計額が

指定管理料限度額 97,541,000 円（税込）

を超えている場合は失格とします。

② 一度提出された申請書類は、提出期限後には変更できません。

③ 本市が必要と認める場合は、適宜追加書類の提出を求める場合があります。

④ 申請書類は、返却しません。

⑤ 申請に際して不正行為を行った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑥ 申請書が受付された後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

⑦ 申請にかかる費用は、申請者の負担とします。

(5) 質疑及び回答

この要領及び仕様書に関する質疑及び回答は、次に定めるところにより行います。

① 質疑者の資格 「申請者の資格」を満たす団体で、内容は、申請を前提としたものに限りします。

② 質疑の方法 我孫子市ホームページより、専用の送信フォームに簡潔にまとめた質疑と必要事項（団体名、担当者氏名、連絡先の電話番号）を記入しメールで送信してください。送信フォームは、我孫子市ホームページ > トップページ > 事業者向け情報一覧 >

事業者の募集＞あびこ市民活動ステーション指定管理者の募集  
(<https://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/jigyoushaboshu/stationboshu.html>) 内にあります。

- ③ 質疑期間 令和元年6月17日(月)午前9時から午後5時まで  
(厳守)
- ④ 回答 令和元年6月21日(金)から、すべて我孫子市ホームページ  
(「市民活動・自治会・地域コミュニティ」のページ)に掲載  
します。回答は、この要領と一体のものとして要領と同等の効力  
を有するものとします。

## 9 応募申請に必要な書類

次の書類について、正本1部及び副本7部を提出してください。

- (1) 我孫子市指定管理者指定申請書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)

添付資料も含めA4の用紙に10ページ以内とします。なお、文字  
の大きさは、12ポイントとします。

- (3) 収支計画書(別紙3)

積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付してく  
ださい。また、予算に係る消費税は別途欄を設け記載してください。

- (4) 役員等名簿(別紙4)
- (5) 決算書(直近2年間)
- (6) 活動実績書(過去2年間の事業の経緯)
- (7) 申請する団体の定款、寄付行為、会則等

なお、法人格を有している団体については、登記簿謄本及び法人税、  
法人市民税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(直近1年間)  
を添付してください。

- (8) 応募団体若しくはその構成メンバーが行った、市民活動団体や市民  
活動を行おうとする団体若しくは個人等への支援実績や支援ノウ  
ハウの分かる書類の写し等を添付してください。

## 10 選定の基準（評価の方法）

選考に当たっては、あびこ市民活動ステーション指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選定基準に照らして総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

### (1) 選定基準

選定基準は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、次に掲げる事項を基本とします。

- ① 市民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- ⑤ その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に合致すること。

### (2) 評価の方法

- ① 評価は、事業計画に係る部分と指定管理料に係る部分について行い、その割合は、次のとおりとします。

事業計画部分：指定管理料部分＝80％：20％

事業計画部分	各選考委員が別紙5に基づき評価した評価合計点数の合計点を総合点の80％相当とします。
指定管理料部分	最も低額の指定管理料を総合点の20％相当として算定します。

- ② 事業計画に係る部分の評価は、次の6段階で評価します。

基本	5点	4点	3点	2点	1点	0点
重要項目	10点	8点	6点	4点	2点	0点
	15点	12点	9点	6点	3点	0点
判断基準	特に優れている	優れている	普通	多少不十分である	不十分である	劣っている



③ 配点内訳は、次のとおりとなります。

事業計画部分	指定管理料部分	総合点
配点割合 80%	配点割合 20%	100%
600点	150点	750点

(配点の算定方法)

事業計画の配点  $100 \text{点} (\text{選考委員} 1 \text{人}) \times 6 \text{人} = 600 \text{点}$

指定管理料の配点  $600 \text{点} \div 8 \times 2 = 150 \text{点}$

最も低額の指定管理料の評価点を150点とし、それ以外の指定管理料については、最低の指定管理料との差額の割合に応じ減点します。

④ 全体の評価は、事業計画部分の評価点と指定管理料部分の評価点の合計点をもって評価とします。

(3) 選定方法

- ・ 選考委員会による書類審査（一次審査）を行い、上位5団体を選考し、当該上位5団体にヒアリング審査（二次審査）を行い、その結果を踏まえ、市長が指定管理者の候補者を決定します。
- ・ ヒアリングの日時等については、当該申請者に対し書面で通知します。
- ・ 候補者は、最も高い評価点を得たものとし、当該評価点が複数あるときは、その者のうちから選考委員会の多数決をもって候補者を選定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、申請書類を提出した申請者全員に対して書面で通知します。

(5) 選定結果等の公表及び情報開示

選定結果等の公表はホームページ上で行います。ただし、選定に関する情報で指定管理者候補者以外の応募者に関するものについては、我孫子市情報公開条例に基づく請求があった場合に実施します。なお、選定結果等の公表及び開示の時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補者を確定した後とします。

(6) 選考の不調

評価の結果、評価点が総合点の60%以上の者がいない場合は、選考不調とします。

1.1 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

1.2 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和元年12月我孫子市議会定例会での議決を経て、指定管理者に指定される予定です。否決された場合は、指定されません。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された場合は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づき、次の事項について、協定を締結するものとします。

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 利用料金等に関する事項
- ③ 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ④ 個人情報保護に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ その他市長が必要があると認める事項

なお、協定は、指定期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実に

できないと認められるとき。

- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

#### (4) 事前準備の義務

指定管理者は、令和2年4月1日から管理運営業務が行えるよう、必要な人員の確保と研修等を実施するとともに、市及び現指定管理者との引継ぎ等の準備を進めてください。

なお、準備にかかる費用は、すべて指定管理者の負担となります。

#### (5) 事前協議の義務

応募時の提案事業を、市の方針（我孫子市市民公益活動支援指針等）に沿って進めるため、指定管理者は、令和2年4月1日からの事業計画について市と事前協議をしてください。場合によって、事業を変更していただくことがあります。

### 1.3 指定管理料

- (1) 指定管理料の限度額（5年分の合計額）は、97,541,000円（税込）です。この額を越えての提案は失格となります。
- (2) あびこ市民活動ステーションの平成29年度の収支実績（別紙6）、平成30年度の収支見込（別紙7）を参考に指定管理料を提案してください。
- (3) 指定管理料の提案も審査の対象となります。（9選定の基準（評価の方法）を参照）
- (4) 指定管理料は、会計年度ごとに別途締結する年度協定に基づき予算の範囲内で指定管理者に支払うものとします。
- (5) 指定管理料は、令和2年3月市議会定例会（令和2年度予算議案）の議決を経て確定することとなります。

## 1 4 日程表

項 目	期 間
募集要領・仕様書の配布	6月1日～6月30日
施設の見学	6月12日
応募申請に関する質疑	6月17日
質疑に対する回答	6月21日
応募申請の期間	7月3日～5日
一次審査（書類審査）の結果通知	8月下旬
二次審査（ヒアリング）	9月上旬
指定管理者候補者の決定及び通知	10月中旬
指定管理者の指定	12月下旬
業務の引き継ぎ等の準備	令和2年1月中旬
指定管理者との基本協定・年度協定の締結協議	令和2年1月中旬～3月
指定管理者との基本協定・年度協定の締結協議	令和2年2月～3月

## 1 5 問い合わせ先

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 市民生活部 市民活動支援課 市民活動支援担当

電話 04-7185-1111（内線489、490）

市ホームページアドレス <http://www.city.abiko.chiba.jp>

担当者 飯塚、森山



(別紙1)

様式第1号(第3条第1項関係)

## 我孫子市指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

我孫子市長あて

所在地  
申請者 団体の名称  
代表者  
電 話

印

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする施設の名称  
あびこ市民活動ステーション
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支計画書
  - (3) 経営状況を説明する書類
  - (4) その他

共同事業体協定書兼委任状

我孫子市長 星野 順一郎 様

共同事業体の名称

共同事業体代表団体 所在地

団体名 ㊦

代表者職・氏名 ㊦

件 名	あびこ市民活動ステーション指定管理者
-----	--------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要領に基づき、共同事業体を結成し、我孫子市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体はあびこ市民活動ステーションの指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	<b>【代表構成団体】</b> 所在地 団体名 ㊦ 代表者職・氏名 ㊦
共同事業体 事務所所在地	
共同事業体の 構成団体 (委任者)	<b>【構成団体】</b> 所在地 団体名 ㊦ 代表者職・氏名 ㊦
	-----
	<b>【構成団体】</b> 所在地 団体名 ㊦ 代表者職・氏名 ㊦
	-----
共同事業体の結成及び 解散	当共同体は、平成年月日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合にはただちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1. 指定管理者の指定申請に関する件 2. 市との協定締結に関する件 3. 指定管理料の請求及び受領に関する件 4. 契約に関する件
その他	1. 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2. この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出して下さい。

また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成して下さい

(別紙 2)

## 事業計画書

- 1 市民の平等な利用を確保する方法
- 2 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方
- 3 利用者に対するサービス向上策に関する考え方
- 4 市民公益活動の支援事業について
- 5 その他業務についての提案及び改善策
- 6 指定する期間における各年度の運営内容
- 7 経費節減等に対する考え方
- 8 業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託の選定方法、予定額を含めた外部委託の方針
- 9 個人情報保護に対する基本的な考え方及び対応方法
- 10 職員の雇用関係及び勤務体制



(別紙3)

## 収支計画書

収入

単位：千円

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	備考
指定管理料							
合計							

支出

単位：千円

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	備考
消費税							
合計							

※積算根拠となる資料をそれぞれの年度ごとに作成し、添付してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※支出に係る消費税は、別途欄を設け、記載してください。

(別紙4)

令和 年 月 日

役員等名簿（監査役含む）

我孫子市長あて

所在地

申請者 団体の名称

代表者 ㊟

電 話

次の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第20条に基づき、我孫子警察署に照会することを承諾します。

番号	役職	住 所	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※記入する欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※記入要領については、次頁（裏面）を参照してください。

(別紙 4 裏面)

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
  - (1) 株式会社（特例有限会社を含む）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については理事
  - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
    - ア 支配人をおく場合は、支配人
    - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
  - (8) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(7)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 住所については、省略せず記載すること。
- 3 氏名については、正確な字体で記載すること。
- 4 この書面に記載された個人情報については、我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号）の規定により、指定管理者選定手続以外の目的には利用しません。

(別紙 5)

### 評 価 表

No.	評価項目	評価の視点	評価点 (配点)
①	市民の平等な利用を確保する方法	関係法令・施設の設置目的を理解した上で、市民の平等な利用を確保する適切な考え方を有しているか。	10点
②	施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方	関係法令・施設の設置目的を理解した上で、施設機能の効用を最大限に発揮する考え方を有しているか。	10点
③	利用者に対するサービス向上策に関する考え方	利用者のニーズを的確に把握する方法を有しているか。 利用者のニーズを踏まえたサービスを提供する方法を有しているか。 トラブルに適切に対処できるか。	15点
④	市民公益活動の支援事業について	我孫子市の市民公益活動の現状や課題、施設の設置目的を理解し、市民公益活動の向上に資する事業計画となっているか。	15点
⑤	その他業務についての提案及び改善策	市民活動やまちづくりの活性化を目的とした独自の発想に基づく業務提案をしているか。業務の向上に資する有効な改善策等を示しているか。	10点
6	指定する期間における各年度の運営内容	事業計画の成果を最大限に発揮できる運営計画であるか。	5点
7	経費節減等に対する考え方	施設の維持管理に関する経費を適切に捉えているか。また、経費節減に資する考え方を有しているか。	5点
8	業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託の選定方法、予定額を含めた外部委託の方針	効率的運営のための計画や工夫が提案されているか。	5点
9	収支計画	総合的に収支計画書が指定管理業務を継続するために適切であるか。	5点
10	個人情報保護に対する基本的な考え方及び対応方法	個人情報保護の方針に基づき、情報の管理体制が整っているか、又は整えるような計画内容となっているか。	5点
11	職員の雇用関係及び勤務体制	指定管理業務を継続するために必要な活動人数及び活動体制が整っているか。	5点
12	団体について ・決算書・事業報告書・規約	団体が安定した運営ができる財務状況であるか。	5点
13	運営実績	団体若しくは構成メンバーが、市民活動団体への支援実績やノウハウを活かした運営力を有するか。	5点
合 計			100点

※No. ①～⑤は重要項目です。

※この表は、事業計画に係る評価表です。各選考委員（委員数は6人）がそれぞれこの表に基づき評価し、選考委員全員の合計点（最高点は100点×6人＝600点となります。）をもって事業計画に係る評価となります。

(別紙6)

## 平成29年度の収支実績

### 【収入】

科目	決算額	備考
指定管理料	14,358,369円	
利用料	883,695円	印刷機・コピー機・ロッカー・私書箱利用料
その他販売収入	318,656円	コーヒー販売・その他販売
(収入計)	15,560,720円	

### 【支出】

科目	決算額	備考
人件費	10,902,362円	労務費+福利厚生費
旅費交通費	29,332円	
研修費	36,200円	コーディネーター研修等
通信費	242,274円	電話代・郵送費・プロバイダ料金
消耗品費	190,205円	事務用品費
交際会議費	26,426円	
事業経費(講座費)	506,214円	講座場所代・講師謝礼・機関誌チラシ印刷代等
イベント費 (市民のチカラまつり)	627,133円	イベント開催費
管理運営費	1,725,417円	勤怠管理・給与管理・事業所経費・仕入れ等
設備機器保守管理費	1,272,243円	コピー機印刷機リース代・インクマスター代・チャージ料・その他修理代
(支出計)	15,557,806円	

※指定管理期間における各年度の指定管理料は、同額である必要はありません。初期投資等により初年度が他年度より高く設定することも可能です。

※コピー機等及び備品ロッカーの利用料の額は、収入として保障されたものではありません。

※平成29～31年度の指定管理料（3年分の合計額）は  
44,011,759円（注）です。

（注）平成29年度14,358,369円

平成30年度14,758,369円

平成31年度14,895,021円

(別紙 7)

平成 30 年度の収支見込

【収入】

科目	決算額	備考
指定管理料	14,758,369 円	
利用料	859,055 円	印刷機・コピー機・ロッカー・私書箱利用料
その他販売収入	281,545 円	コーヒー販売・その他販売
(収入計)	15,898,969 円	

【支出】

科目	決算額	備考
人件費	10,864,776 円	労務費+福利厚生費
旅費交通費	73,263 円	
研修費	79,700 円	コーディネーター研修等
通信費	182,606 円	電話代・郵送費・プロバイダ料金
消耗品費	199,510 円	事務用品費
交際会議費	54,657 円	
事業経費 (講座費)	582,398 円	講座場所代・講師謝礼・機関誌チラシ印刷代等
イベント費 (市民のチカラまつり)	1,011,145 円	イベント開催費
管理運営費	1,346,012 円	勤怠管理・給与管理・事業所経費・仕入れ等
設備機器保守管理費	1,502,391 円	コピー機印刷機リース代・インクマスター代・チャージ料・その他修理代
(支出計)	15,896,458 円	

# 我孫子市市民公益活動支援指針

平成27年 7月



## 目次

はじめに	1
1. 指針の見直しについて	2
(1) 背景	2
(2) 意見交換会の実施	2
(3) 市民事業支援の見直し	3
2. 推進施策	4
(1) 拠点施設の機能強化	5
(2) 市民公益活動の担い手を増やすための取組	6
①情報提供やマッチング機会の充実	
②担い手づくりの新たな取組	
(3) 情報の発信と広域での交流促進	9
①市民への情報発信の強化	
②市民活動団体への情報発信の強化	
③市内・外の市民活動団体との交流促進	
(4) 庁内体制の整備	11
①庁内連携の強化	
②市民活動支援課内の体制の整備	
③職員の理解・知識の向上	
(5) 市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援	13
①財政的支援	
②その他の運営基盤強化に向けた支援	
(6) 自治会、まちづくり協議会等との連携促進	14
①交流事業の支援	
②地域会議への参加促進	
3. 指針を推進するにあたって	15
<b>&lt;資料編&gt;</b>	
1. 市民公益活動の状況と支援施策の変遷について	17
2. 用語解説	23

## はじめに

近年、全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進む時代を迎える中、地域が抱える課題や市民ニーズは多様化しています。この状況に対応するため、各自治体は、これまで以上に独自のまちづくりの推進に迫られています。

一方、市民自らが地域や社会に貢献するまちづくりの活動は、さまざまな分野に広がり、年々活発になっています。このような市民による活動は、今や社会に不可欠のものとなっており、また、地域においては、まちづくりの担い手として地域を支える大きな力となっています。

我孫子市（以下「市」という。）は、平成12年3月に我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針（以下「指針」という。）を策定しました。しかし、この10数年の間に、市民公益活動<sup>【用語】</sup><sub>(注1)</sub>を取り巻く状況が大きく変化したことから、指針の見直しを行うこととしました。

指針の見直しにあたっては、これまでの取組と市民活動団体<sup>【用語】</sup>が抱える課題等を踏まえて、今後、市が取組むべき推進施策の方向性についてとりまとめました。

---

（注1）…本文中で、<sup>【用語】</sup>の表記がある言葉は、資料編に用語解説を掲載しています。

## 1. 指針の見直しについて

### (1) 背景

市は、指針の中で、これからのまちづくりについて、「それぞれの特性を生かした多種多様なサービスを行う市民の活動は、今後のまちづくりの担い手として大きな可能性を持つ」とし、「21世紀のまちづくりを市民・企業・行政の適切な役割分担に基づく『協働』【用語】により推進しようと考えている」としました。そして、行政の役割として、「『協働』という視点に立って積極的に行政施策を進めていくとともに、情報や機会の提供など支援のための環境をつくることが必要」として、市民公益活動や市民事業【用語】の推進施策を示しました。

また、第三次総合計画の基本構想（平成23年改定）でも、「誇りと愛着を持ってらせる魅力あるまちを、市民と市がそれぞれの役割を自覚しながら、協働で創り続けていく」とした上で、市民自らがまちづくりをすすめるための支援をしていくことを示しました。

このようなまちづくりの考え方のもと、市はこれまで、市民公益活動へのさまざまな支援施策を展開してきました（注2）。

しかしながら、指針の策定から10年以上が経過し、市内の市民公益活動を取り巻く状況や市民活動団体が抱える課題は大きく変化しました（注3）。特に平成26年度には、あびこ市民活動ステーション【用語】（以下「市民活動ステーション」という。）に指定管理者制度【用語】を導入したため、市民公益活動の支援の体制が大きく変わりました。このような背景から、市として推進施策の方向性を再検討する必要性が生じ、今回、指針の見直しを行うことにしたものです。

### (2) 意見交換会の実施

指針の見直しにあたっては、市民活動団体や市民公益活動を支援する組織か

ら広く意見を聞く必要があると考えました。このため、これまで市とともに市民公益活動の支援に携わってきた、あびこ市民活動ネットワーク【用語】及び我孫子市社会福祉協議会【用語】（以下「社会福祉協議会」という。）との意見交換会を実施し、そこで交わされた意見を踏まえて、最終的に市が取りまとめを行いました。

意見交換会では、1) これまでの事業の検証、2) 今後の市民活動支援の方向性の検討、3) 支援事業の検討の3つの段階を経ながら議論を進めました。

このうち1) では、これまで実施した支援事業について、市民活動団体・社会福祉協議会・市それぞれの視点から評価し、実施上の課題や効果、改善点を抽出しました。

2) では、1) の結果と市民活動団体が抱えている課題について併せて議論し、今後取り組むべき推進施策6項目を設定しました。

最後の3) では、2) で選定した推進施策の項目ごとに、想定される施策の例を検討しました。

### **(3) 市民事業支援の見直し**

指針では市民公益活動の支援とともに、市民事業の支援についても定めていました。しかし、第三次総合計画の基本構想並びに第二次基本計画後期計画（平成24年2月策定）では、多様な主体から生まれる起業・創業の支援については、「産業」の分野に位置付けられ、これに基づき策定した我孫子市企業立地方針（平成26年策定）により推進することとしました。

このため、今回の指針の見直しに際して、市民事業に対する支援は、推進施策から除きました。ただし、市民活動団体が行う市民事業については、産業分野の関係課とも連携を図りながら、引き続き支援することとしました。

---

(注2) …これまでの市の市民公益活動支援施策については、資料編1(2)を参照。

(注3) …市内の市民活動団体の状況や課題については、資料編1(1)、(3)を参照。

## 2. 推進施策

現在は、人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域が抱える課題や市民ニーズの多様化・個別化が進んでいます。この状況においては、市民が主体的に行うまちづくり活動の重要性が、これまで以上に大きくなってきています。

しかし一方で、まちづくりに関わる市民活動団体は、さまざまな運営上の課題を抱えています。このような運営上の課題は、基本的には団体自らが解決を図る必要がありますが、個々の団体の努力だけでは解決が困難なものもあります。

今後、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を、より活性化していくためには、市として、そのような課題を踏まえた支援を進めていく必要があります。今回の指針の見直しでは、市が取り組むべき市民公益活動支援のための推進施策として、次の6項目を掲げました。

### ■ 推進施策の6項目

- (1) 拠点施設の機能強化
- (2) 市民公益活動の担い手を増やすための取組
- (3) 情報の発信と広域での交流促進
- (4) 庁内体制の整備
- (5) 市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援
- (6) 自治会、まちづくり協議会等との連携促進

## (1) 拠点施設の機能強化

市は、市民活動ステーションに平成26年度から指定管理者制度を導入しました。この制度により市民活動ステーション指定管理者が、施設の管理・運営と市民活動支援事業（ソフト事業）を一元的に実施します。

市民活動ステーションは、市民公益活動を総合的に支援する拠点施設として位置づけます。このため、市内で市民公益活動を行っている又はこれから行おうとする団体や個人にとって、気軽に利用でき、活動の活性化に役立つ施設であることが求められます。今後も指定管理者による柔軟な施設運営を推進していきます。

### 【施策の例】

- 市民活動ステーションのコーディネート機能の強化。特に、これから活動を始めたい人（市民活動団体の立ち上げや既存の団体への参加を考えている人）に、相談対応や情報提供、既存の団体へのつながりが丁寧に行える体制づくり
- 市、市民活動ステーション指定管理者、社会福祉協議会、あびこ市民活動ネットワークなど、市民活動支援を行う組織が相互に情報交換し、必要に応じて連携できる環境づくり

## (2) 市民公益活動の担い手を増やすための取組

これまで市民公益活動を支えてきた担い手が高齢化する中、市内の市民活動団体が抱える最大の課題は、団体運営の担い手不足です。

この課題を解決するためには、市民公益活動の意義や必要性を広く市民に伝えていくことが重要です。また、世代を問わず幅広い年齢層の人が市民公益活動へ参加していけるような仕組みづくりを進める必要があります。

### ① 情報提供やマッチング機会の充実

これまで市や我孫子市市民活動サポート委員会<sup>【用語】</sup>(以下「サポート委員会」という。)は、市民公益活動の体験プログラムや情報提供事業、相談対応、担い手づくりのための講座などを実施し、市民公益活動の担い手づくりに一定の成果を上げてきました。

これらの事業は、平成26年度から市民活動ステーション指定管理者が行うこととなりました。このため市としては、これらの事業の内容や仕組みが一層充実するよう、市民活動ステーション指定管理者と連携を図っていきます。

また、これまで開催してきた我孫子市民フェスタは、市民活動団体が一堂に会する一大イベントでインパクトも強く、市民に広く市民公益活動をPRする効果もありました。今後もこのようなインパクトのあるイベントを開催して、市民と市民活動団体とが交流する場をつくり、新たな担い手づくりを進めていきます。イベント開催にあたっては、市や市民活動ステーション指定管理者、市民活動団体等と連携・協力をしながら、より効果的な企画づくりを進めます。

#### 【施策の例】

- これまで行ってきた地域活動インターンシッププログラムや子ども・若者向けのボランティア情報提供（JOYボラの発行）の取り組みの継続と充実
- これから市民活動を始めようとする人への情報提供や相談対応体制の充実
- 担い手づくりを目的とした交流イベントの開催（講演会や体験型プログラム

を中心とした効果的なイベントを実施)

- 市民活動団体等が自ら実施する担い手づくりの取組に対する、企画・運営の協力

## ② 担い手づくりの新たな取組

市はこれまで、50歳代以上の市民を主な対象として担い手づくりに取り組んできましたが、今後は、将来の市民公益活動を担う学生や20歳代から40歳代の市民への働きかけが必要です。そのため、これまで行ってきた子ども・若者向けのボランティア情報提供を、市民活動ステーション指定管理者事業として継続するとともに、市は、若い世代が市民公益活動を身近に感じ、気軽に関われる新たなプログラムづくりを検討します。プログラムづくりにあたっては、市民活動団体をはじめ、地域で活動するさまざまな主体と意見交換を行いながら進めます。

また、市が市民を対象に開催するさまざまな講座を、担い手作りの機会として活かす取組も進めます。現在、市は市民を対象に市民生活に役立つ講座を開催していますが、講座で得た知識や経験は必ずしも、まちづくりの活動に活かされてはいません。このため今後は、講座のプログラムに市民公益活動の意義や必要性などを理解してもらう内容を組み入れたり、市内の市民活動団体に関する情報を提供したりすることで、市民公益活動の担い手づくりの仕組みを構築していきます。

### 【施策の例】

- 学生が市民公益活動への理解を深めたり、市内の市民活動団体で活動体験できたりするプログラムの開発（市内の大学・高校・小中学校との連携）
- 20～40歳代の人と市内の市民活動団体とのつながりをつくる体験プログラムの企画（親子で参加できる体験プログラム等）



○市が市民を対象に開催する講座（出前講座等も含む）を活用した担い手づくりの仕組みづくり（講座に、市民公益活動を知るプログラムを追加したり、市内の市民活動団体の情報を提供したりする工夫）

### (3) 情報の発信と広域での交流促進

#### ① 市民への情報発信の強化

市内の市民活動団体の活動への理解は徐々に広がってきているものの、市民全体に浸透したとは言えません。今後は、より広く市民に向けて情報発信を行い、市民公益活動への理解を広げていくとともに、活動に関心を持つ人や参加する人を増やす必要があります。

そのためには、市民活動ステーション指定管理者が、市民活動団体の広報活動の支援を強化する必要があります。

一方、市は、市民公益活動の現状を市民に周知するため、広報あびこ等の媒体を活用した新たな取組を検討します。この取組では特に、これから活動を始めようとする人が知りたい情報を得られるよう、ニーズに合った情報提供を工夫していきます。

#### 【施策の例】

- 市民活動ステーションにおける情報発信力強化と市民活動団体が行う広報活動の支援強化
- 広報あびこなどを活用した市民活動に関する特集の掲載
- メールや Web サイトに加え、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信の検討

#### ② 市民活動団体への情報発信の強化

市民活動団体が活動を活発にしていくためには、参考となる先進事例や市民公益活動にかかる法・制度、国や自治体・民間団体が行う支援策などの情報を得て、活用していくことが重要です。

このような市民活動団体に役立つ情報を、市民活動ステーションで随時提供できるよう、市は市民活動ステーション指定管理者と協力しながら、市民公益活動に関する情報を収集し互いに共有していきます。また、市や市民活動ステーション指定管理者、ボランティア市民活動相談窓口で・と・り・あ【用語】、あびこ市民活動ネットワークと情報の交換をしていきます。

さらに市は、国や他の自治体、民間団体、各地の市民活動支援センターが発信するさまざまな情報を収集し、効率よく発信できるよう工夫していきます。

#### 【施策の例】

- 国や各自治体、市民活動支援センター等が発信する先進事例や支援策（助成制度など）、法・制度等の情報を収集し、市内の市民活動団体に役立つ情報を選別してタイムリーに発信できる仕組みづくり

### ③ 市内・外の市民活動団体との交流促進

我孫子市民フェスタなどの交流イベントは、広く市民に市民公益活動をPRする機会となってきました。同時に、市民活動団体が交流・連携する機会ともなり、同じ活動分野もしくは他の活動分野の市民活動団体が、互いの活動を知ることによって、活動を活性化する効果を生んできました。

このことから市は、引き続き、多数の市民活動団体が参加する交流イベントを開催していきます。企画・運営にあたっては、市民活動ステーション、あびこ市民活動ネットワーク、市民活動団体等と十分に連携を図っていきます。

また、市民活動団体が市域を越えて他地域の団体と交流することも、活動の活性化に大きな効果をもたらします。近隣はもとより、県外の自治体や市民活動支援センターとも連携しながら、市内の市民活動団体に情報や機会を提供し、市域を越えて市民活動団体同士が交流をしやすくなるような環境をつくっていきます。

#### 【施策の例】

- 市内のさまざまな分野の市民活動団体が参加し、交流できるイベントの実施
- 常磐線沿線NPO担当者会議<sup>【用語】</sup>などを通じた、市外の市民活動団体との交流機会づくりの推進

#### (4) 庁内体制の整備

##### ① 庁内連携の強化

これからのまちづくりにおいては、市民活動団体や自治会・町内会、まちづくり協議会【用語】、地区社会福祉協議会【用語】などの地域で活動する主体と行政が連携しながら取り組んでいく必要があります。

そのためには、庁内の連絡調整、情報共有が不可欠です。関係課が、しっかりとこれらの主体と連携を取れるよう体制を強化するとともに、引き続き、市民活動支援課が総合的な調整役を担っていきます。

##### ② 市民活動支援課内の体制の整備

平成25年に策定した我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針【用語】では、地域の活性化のために「さまざまな主体がつながり、それぞれの主体が持つ力をより発揮できる地域を目指す」としています。

今後は、市民活動団体と、自治会・町内会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会など、地域で活動する主体が連携する必要性が増すことから、我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針の推進も踏まえ、市民活動支援課内の体制の整備を検討します。

##### ③ 職員の理解・知識の向上

市民活動団体のまちづくりへの関わりが増える中、市民活動団体と市の関係課が、協力・連携する機会がより増えると想定されます。

職員アンケートによると、回答者の7割以上が地域の活動に関わった経験をもっています。しかし、その多くは自治会・町内会やPTAへの参加で、市民活動団体に関わった経験のある職員は少ないことから、引き続き、職員研修などの場で、市民公益活動への理解・知識の向上を図っていきます。また、職員研修全体のプログラムの再検討も行います。

**【施策の例】**

- 庁内への市民活動の情報発信と関係課との情報共有の取組の強化
- 新規採用職員の研修内容のリニューアル（実践的な研修プログラムの研究）
- 中堅職員や嘱託職員等を対象とした研修の検討

## （５）市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援

### ① 財政的支援

市民活動団体への財政的支援として行っている公募による補助金制度を、引き続き、実施していきます。また、補助金交付団体が、交付期間終了後も事業を継続していけるよう、情報提供や相談対応を行っていきます。

#### 【施策の例】

○公募による補助金制度の継続的な実施

### ② その他の運営基盤強化に向けた支援

市民活動団体は、まちづくりにおいて大きな役割を果たしていますが、活動を安定的なものとするためには、市民活動団体自体の運営基盤がしっかりしている必要があります。

市は、市民活動団体が安心して活動できるよう、市民公益活動補償制度を継続していきます。また、会計や広報などの運営上のスキル向上を図るため、市民活動ステーションやボランティア市民活動相談窓口で・と・り・あ、千葉県、市外の市民活動支援センターなどが開催する講座を広く紹介し、参加を呼びかけていきます。

#### 【施策の例】

○市民公益活動補償制度の継続的な運用

○団体の運営基盤強化につながる講座等の紹介や参加呼びかけ

## (6) 自治会、まちづくり協議会等との連携促進

### ① 交流事業の支援

今後、地域社会の課題を解決していくためには、市民活動団体が、自治会・町内会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会など、地域で活動する主体と連携する必要があります。

連携の機会を増やしていくためには、市民活動団体と地域で活動する主体が相互に理解を深めることが必要なことから、両者が交流できる機会を増やし、将来に向け互いに協力できる基盤づくりを進めます。

#### 【施策の例】

- 地域のさまざまな主体に対し、市民活動団体が集まる交流イベントなどへの参加を積極的に呼びかけ、市内の市民活動団体と交流できる機会を作る

### ② 地域会議への参加促進

我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針では、地域の現状や課題などについて、話し合える「場」として地域会議<sup>【用語】</sup>を設けることになっています。地域会議には、自治会・町内会やまちづくり協議会など地域で活動する主体とともに、市民活動団体も構成員として位置づけられており、積極的な参画が望まれています。

今後は、市内の各地域で地域会議が設置される際には、市民活動団体に関する情報を提供するとともに、市民活動団体にも地域会議への参画を呼びかけていきます。

#### 【施策の例】

- 市民活動団体を対象に、地域会議についての情報提供を継続的に行う

### 3. 指針を推進するにあたって

指針に示した新たな推進施策については、早期に具体的な事業を立ち上げ、着実に進めていくものとします。

また、時代に合った推進施策を実施することの重要性を鑑み、指針策定後、概ね5年を目処に指針の見直しを行います。指針の見直しにあたっては実施した各事業の効果を検証した上で、市民活動団体や関係機関との意見交換を行いながら、検討していきます。



## < 資 料 編 >

### ■資料編目次

1. 市民公益活動の状況と支援施策の変遷について	17
(1) 市内の市民公益活動の状況	17
(2) これまでの市の市民公益活動支援の施策	18
①指針策定から我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター閉館まで	
②あびこ市民活動ステーションの開館から指定管理者制度導入まで	
(3) 市内の市民活動団体が抱える課題	20
(4) 付表 我孫子市における市民公益活動支援に関する主な動き	22
2. 用語解説	23

### (1) 市内の市民公益活動の状況

市内では、これまでさまざまな分野で、市民が主体となり地域の課題解決を図る市民公益活動が行われてきました。例えば、手賀沼の水質汚濁の問題では、手賀沼の水質を改善するため、石けん利用推進運動や湖岸の清掃活動、環境学習や生態系の調査などの取り組みが行われてきました。また、高齢者福祉に関する問題では、地域での高齢者の見守りや生活支援、介護施設の運営など実践的な活動が誕生し、広がっていきました。

このほかにも障害者福祉、子育て支援、国際交流、スポーツ、まちの歴史や文化・景観に関する活動、文化、環境保全、まちの活性化など、さまざまな分野で、市民が自主的に市民活動団体を立ち上げ、継続的に活動をしてきました。最近では、婚活支援やフィルムコミッションを目的とした市民活動団体も設立されるなど、活動分野はさらに多岐にわたっています。

このような市民活動団体は、市内で400以上ありますが、その多くはボランティアに支えられている、いわゆる任意団体です。平成25年度にサポート委員会が実施したアンケート調査によると、全体の63%は会員数30人未満で、61%の団体は活動範囲が市域内と回答しています。また、財政規模では、年間支出額が50万円以下の団体が74%を占め、会費や寄付金を主な収入源とする団体は56%でした。これらの結果から、市内の市民活動団体の多くは活動規模が比較的小さいことがわかります。

その一方で、年間支出額が1,000万円を超えると回答した市民活動団体もあります。また、特定非営利活動法人<sup>【用語】</sup>（以下「NPO法人」という。）も50法人以上設立されており、寄付に対する税制優遇が受けられる認定NPO法人も生まれています。さらに市内の市民活動団体の中には、ボランティア

な活動だけではなく、提供するサービスの対価を得ながら、地域が抱える課題を、地域資源を活かしたビジネス的な手法により解決しようとする市民事業もあり、さまざまな活動が展開されています。

## (2) これまでの市の市民公益活動支援の施策

### ①指針策定から我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター閉館まで

市は、指針（平成12年3月策定）の中で、今後取り組む推進施策として、「庁内体制等の整備」「場の提供」「情報及び機会の提供」「活動助成制度の充実」を掲げ、その後、それぞれについて支援に取り組んできました。

具体的には、「庁内体制等の整備」では、市民公益活動や市民事業に対する支援事業を推進するための部署として、平成12年4月に市民活動支援課を新設しました。

「場の提供」では、市民公益活動・市民事業を総合的に支援する施設として、平成13年6月に我孫子市民活動センターを旧市民会館内に開設し、平成14年4月には社会福祉協議会のボランティアセンターと統合して「我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター」としました。以後、平成18年7月に閉館するまで、同センターは、市と社会福祉協議会が共同設置し、市民・市・社会福祉協議会による運営委員会が運営する全国的にも珍しい運営形態をとっていました。

「情報及び機会の提供」では、市民公益活動に関するイベントや講座の開催などを行ってきました。特に平成17年度からは「地域活動インターンシッププログラム」や「シニア世代歓迎の集い」を実施し、シニア世代を中心に新たな市民公益活動の担い手を増やす取り組みを行ってきました。また、子ども・若者を対象にボランティア体験情報紙「JOYボラ」を発行し、子どもたちが気軽にボランティア体験ができるよう、情報提供もしてきました。

多数の市民活動団体が参加するイベント「市民活動フェア in あびこ」には、市も平成15年（第2回）から主催者に加わり、企画・運営の一翼を担ってきました。このイベントは、市内の市民活動団体同士の交流および広く市民に市民公益活動の理解を広めることを目的として、その後も発展的に継続されてきました。

また、市民事業支援として、コミュニティビジネスへの理解を深めるためのフォーラムや事業者同士の交流会の開催、起業講座の実施をしてきました。

「活動助成制度の充実」では、平成12年度から公募による補助金制度を導入し、市民活動団体への財政的支援を行ってきました。それとともに、市民活動団体の基盤整備を目的としたレベルアップ講座などにも取り組みました。

以上の4つの推進施策の項目以外でも、市民公益活動補償制度による支援やNPO法人の法人市民税（均等割）減免の仕組み導入、市民活動団体の相談対応など、さまざまな取組を行ってきました。

## ②あびこ市民活動ステーションの開館から指定管理者制度導入まで

市は、平成18年8月に新しい市民活動支援センターとして市民活動ステーションを、けやきプラザ内に開設しました（施設の管理・運営は市が実施）。

一方、市民公益活動支援事業（ソフト事業）のうち、市民活動ステーションを拠点として行う事業については、市民・社会福祉協議会・市の三者で構成するサポート委員会を新たに設立し、事業を担うこととしました。サポート委員会は、市民公益活動に関する講座やイベントの企画・運営、担い手づくりのための取組、情報誌やウェブサイト等による情報発信、市民活動団体を対象とした調査の実施など、さまざまな事業を行ってきました。

また、市民活動ステーション内には、社会福祉協議会のボランティア・市民活動相談窓口も併設され、市やサポート委員会と連携しつつ、社会福祉協議会

の独自事業として相談支援・コーディネートなどの支援事業を展開しました。

市民活動ステーションが設置されてから平成26年3月までは、概ねこの体制で市民公益活動の支援が進められました。しかしこの体制では、市民活動ステーションの施設の管理・運営（ハード面の支援）と市民活動支援事業（ソフト事業による支援）の実施主体が別々となり、一体化した支援ができませんでした。このことは後に課題となりサポート委員会において今後の市民活動支援のあり方が検討されました。検討の結果、今後は施設の管理・運営と市民活動支援にかかるソフト事業を統合し、民による市民活動の支援が行われることが望ましいとの結論を得ました。

さらに、市の提案型公共サービス民営化制度<sup>【用語】</sup>の募集で市民活動団体を含む複数の民間事業者から市民活動ステーションの運営に対する事業提案が出されたことから、市としても改めて施設の管理・運営を今後どのように行うべきか検討を行いました。その結果、平成26年度から市民活動ステーションに指定管理者制度を導入することを決定し、施設の管理・運営と市民活動支援にかかるソフト事業を一体化することとしました。

これに伴い、それまで市民公益活動支援の中心的な役割を担ってきたサポート委員会は平成26年3月に解散し、平成26年4月からは市民活動ステーション指定管理者による新しい支援の体制が始まりました。

### （3）市内の市民活動団体が抱える課題

これまで市は、市民活動団体から寄せられるさまざまな相談に対応してきました。その内容は、市民活動団体の立ち上げに関する事、活動に必要な資金・機材・場所に関する事、庁内各課との連絡・調整に関する事、情報の周知に関する事など多岐にわたっています。

しかし近年はこれらに加え、活動の担い手不足を危惧する声が多く聞かれる

ようになりました。平成25年度のサポート委員会の調査で「市民活動団体の活動上の課題」を聞いた設問では、「会員の高齢化」「リーダー・後継者の引き受け手不足」などの担い手に関する課題を挙げた回答が全体の62%に達し、他の課題（活動場所の確保：13%、活動資金の不足：9%、活動の周知：1%など）を大きく上回りました。

また、「市民活動団体の会員の主な年齢層」を聞いた設問では、平成25年度では75%が60歳代以上と回答しました。過去の同様の調査では平成21年度で約65%、平成13年度では約30%であったことから、市内の市民活動団体では活動の担い手が年々高齢化していることがわかります。

これらの結果から、現在、市内の市民活動団体にとっては資金や活動場所の課題に加えて、運営の担い手の確保がより切実な問題となっている状況が明らかになりました。

(4) 付表 我孫子市における市民公益活動支援に関する主な動き

平成12年 3月	我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針を策定
平成12年 4月	市民活動支援課を設置 公募による補助金制度を開始（当初は財政担当課が所管）。
平成13年3月～ 平成14年9月	我孫子市の市民活動支援センターのあり方を検討するため、「センター設立準備会」を計35回開催
平成13年 3月	市民活動フェア i n あびこ開催（第1回は市民活動団体が主催）
平成13年 6月	我孫子市民活動センターを旧市民会館内に開設
平成14年 4月	我孫子市民活動センターと我孫子市社会福祉協議会のボランティアセンターを統合し、我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンターとする（施設は市と社会福祉協議会が共同設置。運営は市民・市・社会福祉協議会による運営委員会）
平成15年 3月	第2回の市民活動フェア i n あびこを開催（市を含む実行委員会が主催。以後同じ）
平成16年 6月	けやきプラザへの移転に伴い、新たな運営形態を検討する作業部会を設置
平成17年10月	利用者協議会設立準備会が発足（後に、あびこ市民活動ネットワークの母体となる組織。市内の市民活動のネットワーク組織やボランティア・市民活動サポートセンターの利用頻度が高い団体で構成）。
平成18年 7月	我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター閉館 あびこ市民活動ネットワーク設立
平成18年 8月	あびこ市民活動ステーションをけやきプラザ内に開設（社会福祉協議会のボランティア・市民活動相談窓口も併設）
平成18年 9月	我孫子市市民活動サポート委員会が発足
平成24年11月	我孫子市民フェスタを開催（市民活動フェア i n あびこから改称。主催は市民活動サポート委員会）
平成25年10月～ 平成26年1月	あびこ市民活動ステーション指定管理者を公募・選定
平成26年 3月	我孫子市市民活動サポート委員会が解散
平成26年 4月	指定管理者によるあびこ市民活動ステーションの運営開始
平成26年 6月～ 平成26年11月	指針の見直しを開始。我孫子市民活動ネットワークや社会福祉協議会との意見交換会を計6回開催

資料編 2. 用語解説

●市民公益活動

…市民が、市民の生活の向上又は改善に寄与することを目的として自主的に行う社会貢献活動で、営利を目的としないものをいう。

●市民事業

…市民が主体的に行う、地域課題の解決又は地域へのニーズに対応を目的とした物又はサービスを提供する事業をいう。

●NPO

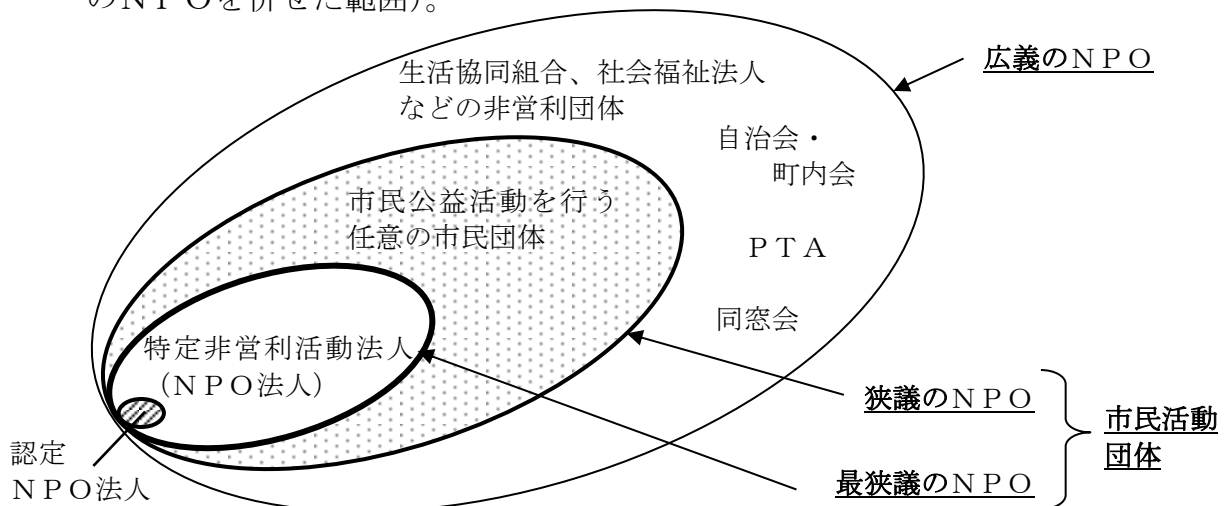
…NPOは Non Profit Organization のこと。日本語では「非営利団体」、「非営利組織」もしくは「民間非営利組織」といわれる。

●特定非営利活動法人（NPO法人）

…特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したNPOのこと。現在、全国では約50,000法人が設立されている。また寄付に対する税制優遇が受けられる「認定NPO法人」も約600法人に増加している。

●市民活動団体

…本指針で、「市民活動団体」とは、市民公益活動を行う任意の市民団体および特定非営利活動法人のことをいう（下図のうち、狭義のNPOと最狭義のNPOを併せた範囲）。





●協働

…平成16年度に策定した「NPOとの協働を実りあるものに」で、市は協働の定義を「性格（団体の目的、長所・短所など）の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を活かして、共通の目標に向けて協力すること」とした。また、NPOと行政との協働のまちづくりの3類型として、「自主事業・連携型」、「市事業への参画型」、「共同事業型」を示した。

●あびこ市民活動ステーション

…「あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例」に基づき設置した市の市民活動支援センター（平成18年8月開館）。

●我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

…社会福祉法で位置づけられた民間団体（社会福祉法人）で、我孫子市の地域福祉を推進することを目的に活動。市内6地区に地区社会福祉協議会があり、地域の住民が主体的に地域の特性に応じた活動を展開している。

●ボランティア市民活動相談窓口て・と・り・あ

…社会福祉協議会が、独自に設置した市民活動支援センター（平成26年4月開館）。ボランティア・市民活動、自治会や学校活動、企業の社会貢献活動などの相談支援・コーディネートを行っている。

●あびこ市民活動ネットワーク

…平成18年7月に設立した市内の市民活動団体のネットワーク組織。さまざまな分野で活動する約60の市民活動団体や個人が会員となり、行政と市民活動団体との意見交換会や講座の企画・運営などを行っている。

●我孫子市市民活動サポート委員会

…市民公益活動支援を行う組織として、平成18年9月に設立。市民（あびこ市民活動ネットワークおよび公募の部会員）、社会福祉協議会、市の三者で構成していた。平成26年3月に解散。

●まちづくり協議会

…我孫子市コミュニティ整備計画報告書（平成元年3月策定）に基づく組織で、地域で活動する自治会・町内会や各種団体等から構成される。現在、10の協議会がある。住民の相互の連絡・交流および地域のさまざまな問題の解決を図り、各近隣センターの管理・運営も行う。

●常磐線沿線NPO担当者会議

…我孫子市と松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市のNPO支援担当課の連絡会議で、各市の市民公益活動の状況や支援事業について情報交換を行う。

●指定管理者制度

…地方自治法に基づき、公の施設の管理を民間事業者、NPO法人等に広く開放する制度。公の施設の管理に民間のノウハウや活力を活用することで、公共サービスの向上とともに、経費の削減等を図るもの。

●提案型公共サービス民営化制度

…市のすべての事業を公表し、民間から委託・民営化の提案を募る市独自の制度（平成18年度から実施）。採択された提案は、民間への委託・民営化を進める。

●我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針

…市の第三次総合計画の第二次基本計画後期計画に基づき、平成25年10月に策定した。3つの目的（①誰もがそれぞれの立場で参加できる地域、②団体がつながり、団体が持つ力をより発揮できる地域、③地域の特性をいかしたコミュニティづくり）を達成するため、「地域会議」の設置を推奨している。

●地域会議

…地域の特性を活かして設置し運営されていく会議で、地域の現状や課題などについて、話し合える『場』。地域で活動する様々な団体が集まり、話し

合うきっかけをつくること、横の繋がりをつくることを目的にしている。



発行：我孫子市

問合せ：我孫子市 市民生活部 市民活動支援課

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地

TEL：04-7185-1111（代表）

FAX：04-7185-5777